

## 和泉市職員措置請求書

件名

医療法人徳洲会への違法な支援金の支出に関する措置請求

### 第1 請求の対象行為

市は本年4月の和泉市立病院の指定管理者制度移行に当たり、病院の人材確保支援金と称して指定管理者にあたる医療法人徳洲会に対し358,200千円の支出を予定し、平成26年度当初予算に計上している。(事実証明第1号)

このような支援金は違法・不当な支出である。

### 第2 前記行為の違法・不当の理由

#### 1 関連法令の定め

##### (1) 地方財政法の定め

地方財政法第4条第1項に

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

##### (2) 地方自治法の定め

地方自治法第2条第14項に

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

同じく第2条第16項に

地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。

同第17項に 前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。

同じく第14条第1項に

普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

同じく204条の2に

普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第203条の2第1項の職員及び前条第1項(204条第1項)の職員に支給することができない。

と定める。

#### 2 前記行為の違法・不当の理由

##### (1) 支援金制度について(事実証明第4号)

徳洲会の正職員として和泉市立病院に勤務する医療職有資格者(看護師・医療技術職、市立病院から移籍する職員を含む)に対して、支度金を貸与する。

無利息とし、3年間以上の勤務継続により返還を免除する。  
 制度は徳洲会の制度とし、財源を市が負担する。(指定管理料として支出)

<支度金の概要>

500 千円～3,000 千円 (平均 3.6 年分の差額保障に相当)

免許取得後の年数	貸付額 (千円)	(参考) 現在の正職数
3 年まで	500	13
5 年まで	700	23
10 年まで	1,000	36
15 年まで	1,800	53
20 年まで	2,000	41
25 年まで	2,200	38
30 年まで	2,600	14
30 年以上	3,000	23
合計	—	241

- ・免許取得後年数により金額を決定
- ・医師及び資格のない看護助手、事務職は対象外
- ・現在市立病院の臨時・非常勤の職員が徳洲会正職員になった場合も対象

(現在の正職数：看護部 197, 医療技術職 44)

(2) 違法・不当の理由

ア 移籍職員について

市から徳洲会に移籍する職員に支給する支度金は、経験年数により格差を設け、平均 3.6 年分の差額保障に相当とあるように(事実証明第4号)、実質的に市の給与と徳洲会の給与との差額を補填する現給保障であり、「いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには支給することができない」と定める地方自治法第204条の2を潜脱するもので違法な支出である。

尚和泉市立病院指定管理者選定評価項目(採点基準)・提案内容対照表3頁の 9 移籍希望職員の受入の項で(事実証明第6号)

【質問;市】再就職後の給与水準について、差額補填の財源を市が法人に委託料として支出した場合、各職員に支給することについて市と協議できますか

【回答;徳洲会】市退職者の雇用希望に対して徳洲会給与規定を適用し差額を市が委託料として提供して頂ければ各職員に対し支給することは可能です。その他給与水準の差については市と協議する考えがあります。

とのやり取りがあり、本件支援金はこれを具体化したものと考えられ、市と徳洲会との給与の差額保障即ち現給保障に他ならない。

ロ 徳洲会が新規に採用する職員について

徳洲会が新規に採用する職員について、徳洲会がどのような条件で採用するかは徳洲会自身の問題であり、市が関与すべき問題ではないし、いわんや徳洲会が支出する支度金を負担するいわれは無い。

徳洲会が提出した(2)指定管理者指定申請書及び添付書類(抜粋)(事実

証明第2号)によれば、その 14 安定的な人材基盤の項で以下述べており、徳洲会の自助努力により看護師等の診療体制を確保するとしている。

「医師・看護師・コメディカル・事務その他の人的基盤は既存の和泉市立病院から転籍を希望する人材と徳洲会からの転勤・応援人材を中心に新規採用者も含め患者中心の医療に向けた意識と行動の教育と改革を行い人的基盤の安定を図ります。財政基盤は安定した病院運営の根幹をなすものであり徳洲会の強固な財政と運営ノウハウを活用し早期に健全経営の確保に努めます。早期の人的基盤や経営基盤の確立が医療の質向上に向けての重要課題と認識しその実現を図ります。」

更に同時に提出された(3)和泉市立病院指定管理者選定委員会における法人のプレゼンテーション資料の5(事実証明第3号) 安定的な医療従事者の確保と教育体制 の資料で、岸和田徳洲会病院では医師・看護師その他医療従事者は継続的に増加し、多数の医療従事者を抱えており

「和泉市立病院で採用困難な職種が発生した場合は、徳洲会グループでの職員移動並びに応援体制を行います」と述べている。

指定管理者移行時に仮に医療従事者が不足する事態になっても、徳洲会グループとして対応するとしており、仮に徳洲会が新規に医療従事者を採用し、それに支度金を支出したとしてもそれは徳洲会自身で対応すべきものであり、市がこの支度金の財源を負担することは、地方財政法第4条第1項および地方自治法第2条第14項に反し違法な支出である。

以上から支度金の支出が違法であるから、この財源として支出する支援金も違法な支出となる。

#### ハ 条例との関係について

市は平成26年第1回定例会に和泉市病院事業の設置等に関する条例の付則に指定管理者移行時の医療従事者不足に関し、医療従事者確保のため指定管理者へ支援することが出来る旨の条例改正を予定している。仮にこの条例が成立したとしても、地方自治法第2条第16項及び第17項の規定により、違法な本件支援金の支給が合法化されるものではない。

#### ニ 指定管理料として支出することについて

本件支援金は指定管理料として支出するものであるが、和泉市立病院指定管理者募集要項7頁に(事実証明第5号) 指定管理料として救急医療、小児医療・学童検診、災害医療その他の政策医療に要する費用を、指定管理料として市から指定管理者に支払うとされており、本件のような指定管理者の医療従事者確保のための費用はこれに含まれていない。徳洲会はこの募集要項に従い指定管理者に応募したのであるから、本件支援金は必要のない支出である。

又このような要項に定めない支援を指定管理者選定後に行うことは、要項に

従い指定管理者の応募を検討した事業者に対し公正とは言えない。仮に看護師など医療従事者の確保の困難性を考慮して応募を行わなかった事業者があれば市の本件支援金の支出は想定外であり、指定管理者の公正な募集に反するものである。

#### ホ 本件支援金の相当性(公益性)と他団体の状況について

地域医療を適正に確保することについて総括的責任が市にあること、本件支援金が医療水準維持に一定の効果があることを否定するものではない。しかしながら病院の経営を指定管理者に委託した以上、医療水準の維持に関するものであれば如何なる支援も許されるものではない。

現在、病院の運営にあたって医師や看護師の確保が大きな課題となっているが、新病院の設立に当たってはより問題は深刻である。指定管理制度の移行にあたって現在の市立病院から医療従事者が移籍するとしても、過去の指定管理に移行した実績を見ても全ての職員が移籍することは考えられず、医療従事者の確保への対応は指定管理者が応募するに当たって当然考慮すべき事項であり、事実徳洲会の応募申請書にも医療従事者の確保をグループ全体で対応する事を述べている。徳洲会の平成24年度税引き前利益が400億円を超えており、財務的にも十分対応が可能である。

これらの観点からすると、本件支援金の中に含まれる徳洲会が新たに雇用する職員への支度金を市が負担することは、公益性を考慮しても到底容認できるものではない。指定管理者制度に移行した阪南市、氷見市、多治見市、横須賀市では、このような支援は行われていない。

又本件支援金の対象となっている支度金について、この制度を採用している公立病院では、看護師の支度金は50万円から150万円にとどまっており、本件支度金が最高300万円、最低50万円、平均165万円は突出して多額であり、金額で見ても相当な支援を逸脱していると言える。

指定管理者へ移行することにより、従来から赤字補填として支出していた概ね7億円が削減され、本件支援金がこの範囲にとどまったとしても、違法な支出や相当性を逸脱する支出は許されるものではない。

### 第3 和泉市の損害

本件支援金の支給は違法であり、本件支援金に相当する358、200千円の損害を市に与えた。

### 第4 措置請求事項

和泉市立病院事業管理者は本件支援金の支出を差止め、仮に支出が行われた時には辻宏康に対し、本件支出に伴う損害額に相当する金員の返還を請求する事を求める。

第5 請求者

住所 和泉市緑ヶ丘2丁目13番地の10号

職業 オンブズ和泉代表

氏名

連絡先 TEL 0725-54-2626 FAX 020-4669-6920

地方自治法施行令第242条第1項の規定により、別紙事実証明を添え、必要な措置を請求します。

平成26年3月12日

和泉市監査委員 様

以上

別紙事実証明(いずれも和泉市の作成による)

第1号 平成26年度予算書(病院)

第2号 指定管理者指定申請書及び添付書類(抜粋)

第3号 和泉市立病院指定管理者選定委員会における法人のプレゼンテーション資料

第4号 医療職員確保に係わる支度金制度

第5号 和泉市立病院指定管理者募集要項

第6号 和泉市立病院指定管理者選定評価項目(採点基準)・提案内容対照表